「資格情報のお知らせ」に関するよくある質問

Q1. 「資格情報のお知らせ」とはどのようなものですか？

A. 国の事業として全国民を対象に発行するものです。皆様が安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう健康保険の資格情報（個人番号下 4 桁を含む）をお知らせしています。通知内容をご確認いただき、ご自身の認識と異なる情報が記載されていないかご確認ください。

Q2. 記載内容を確認したら破棄して良いですか？

A. 「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。

Q3. 「資格情報のお知らせ」はどのようなときに使うのですか？

A. ⑴　医療機関にマイナ保険証のカードリーダーがないときや不具合等で使えないとき

マイナ保険証と一緒に医療機関に提示することで保険診療を受けられます。

（右下部分を切り取ってマイナンバーカードと一緒に携帯いただくと便利です）

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。

⑵　当健保組合へ申請するとき

当健保組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。健康保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

Q4. 健康マイポータルよりダウンロードとのことですが、別途郵送はありますか？

A. 今回通知した方への郵送対応はありません。

Q5. ダウンロード期限はいつですか？

A. 2024 年 11 月末までです。期日を過ぎるとダウンロード不可となりますので期日までにご対応ください。

Q6. ダウンロードしたファイルが開けません。どうすれば良いですか？

A. 「資格情報のお知らせ」の読み取りパスワードは、健康マイポータルログイン用のパスワードではありません。健康マイポータルログイン後、トップ画面右上の「トピックス」の「「資格情報のお知らせ」のパスワードについて（該当の方のみ）」をクリックしてパスワードをご確認ください。

Q7. 健康マイポータルの利用登録が未だなのですが、仮ログイン ID・仮パスワードの記載された案内書類を紛失しました。どうすれば良いですか？

A. 仮ログイン ID・仮パスワードを再送付しますので当健保組合までメールでお問い合わせください。

Q8. 結婚して氏名が変更になり、「資格情報のお知らせ」に記載されている氏名ではなくなりました。最新の資格情報を確認するにはどうすれば良いですか？

A. 2024 年 8 月 14 日時点の情報をもとに通知しています。氏名変更の手続きが未だの場合は事業主（日本郵船株式会社）にお問い合わせください。

なお、今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報が確認できますので、マイナポータルをご活用ください。

Q9. 扶養している家族の分がありません。別途配布されますか？

A. 2024 年 8 月 14 日時点に加入している家族、かつマイナンバーを事業主（日本郵船株式会社）に提出している方を対象に通知しています。以下の場合は通知対象外です。

⑴　別の健康保険組合に加入している

⑵　事業主にマイナンバーを提出していない

⑶　2024 年 8 月 14 日以降に扶養追加の手続きを行った

⑷　2024 年 8 月 14 日以降に事業主より当健保組合へマイナンバー提供があった

なお、⑶と⑷の場合、「資格情報のお知らせ」を 12 月以降に別途通知予定です。詳細が決まり次第改めてご案内します。

Q10. 海外勤務で現在マイナンバーカードを返納しているためマイナンバーの確認が行えません。どうすれば良いですか？

A. お手元に返納前のマイナンバー控えがない場合、ご本人による確認はできませんのでそのまま保管をお願いします。

なお、2024 年 5 月 27 日から、国外転出前の申請によりマイナンバーカードを継続利用できるようになりました。また、2015 年 10 月 5 日以降に国外転出し現時点でマイナンバーカードをお持ちでない方も、国外から申請できるようになりました。詳細は社内イントラをご確認ください。

JINJIWEB＋　＞　海外勤務員　＞　外地お知らせ　＞　マイナンバーカードの健康保険証利用について

Q11.	今持っている健康保険証はいつまで使えますか？
A.	2024 年 12 月 2 日をもって現在の健康保険証は廃止（新規発行終了。再交付も不可）となりますが、経過措置として最大 1 年間（2025 年 12 月 1 日まで）はお持ちの健康保険証をご利用いただけます。
Q12.	マイナンバーカードを持っていない場合やマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない場合はどうなりますか？
A.	経過措置期間終了となる 2025 年 12 月 1 日までに、ご本人の被保険者（被扶養者）資格情報等を記載した「資格確認書」（紙）を当健保組合より交付予定です。医療機関に提示することで保険診療を受けられます。

（日本郵船健康保険組合）